

2025 年度次世代育成選手基準（パラキョルギ）

1. 本基準の目的

本規定は一般社団法人全日本テコンドー協会（以下 AJTA という）が、パラリンピックを目指す次世代を担う選手を育成することを目的とする。強化育成合宿への参加、国際大会への派遣等の機会をつくとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やアンチ・ドーピング等を教示し、将来の日本代表選手として育成する。

2. 次世代育成選手の指定期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで（同一選手の指定期間が最長で 4 年を越えないものとする。）

3. 選考大会/実施日

第 18 回全日本テコンドー選手権大会 パラの部 / 2024 年 12 月 8 日（日）

4. 選考手続

(1) 次世代育成選手は以下の手続により選考する。

(ア) 強化委員会は、選考実施日に本選考基準に従って次世代指定選手候補の選考を実施し、強化本部の承認を得て、その結果を理事会に上程する。

(イ) 理事会にて、本選考基準に則して選考されているか協議し、決定する。

5. 選考基準

(1) 選考対象者

選考対象者は、選考実施日現在、次の①から⑦をすべて満たした者とする。

① AJTA 会員登録をしている日本国籍を有する者。

② 国内クラス分けを受けていること。国内クラス分けを受けていない者にはクラス分け部会による簡易クラシフィケーションを実施し、クラス適性があるかを確認してから選考する。

③ 2025 年に 16 歳（2009 年 12 月 31 日以前生まれの者）以上になり、且つ 30 歳以下の者。指定期間中（最長 4 年）に強化指定選手に選出される意思、素質がある者。

④ 健康上の問題がなく、競技を行う上で心身ともに適した状態であること。

⑤ WT（世界テコンドー連盟）グローバルライセンス登録の意思のあること。

⑥ アスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。

⑦ 18 歳未満の選手は、保護者の承認が得られること。

(2) 選考方法

強化指定選手に選考されなかった選手の中から、将来的に国際大会での活躍が見込める競技力があると判断し、かつ選考基準を満たす選手をパラキョルギ次世代育成選手とする。

次世代育成選手としては競技力が足りないが、AJTA が実施する育成プログラム（J-STAR プログラム等）を修了・修了予定の選手の中から競技力、将来的な可能性、国際大会での活躍が見込めると判断された選手、その他強化委員会がふさわしいと判断した選手を、次世代育成参考選手として選考する場合がある。

6. 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる

7. 育成指定の解除

下記①～⑧に該当した場合、当協会の強化本部及び理事会の決議を経て、育成選手指定を解除する場合がある。ただし⑥については、理事会での決議は不要とする。

- ① 育成活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- ② 正当な理由なく育成方針及び指示に従わない場合
- ③ 当協会の定める定款、倫理規定その他諸規定違反を犯した場合
- ④ 育成選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により育成活動に参加できなくなった場合
- ⑥ 育成選手本人から指定解除の申し出があった場合
- ⑦ 当協会育成計画を優先し活動できない場合
- ⑧ 国際スポーツクラス分けが資格なし（NE）と判断された場合
（⑧に該当する場合は、育成指定選手の解除とともに国際大会派遣にかかった経費（旅費や滞在費など）は個人精算（自費）となる）

8. 次世代育成選手の国際大会派遣等

次世代育成選手が出場する国際大会については別途選考会を実施せず、該当の年齢の選手の中より選出する。選出にあたっては選手の技量、大会のレベル等を考慮し、パラ育成担当者が推薦し、強化委員会を経て、強化本部で審議の上決定する。

9. 費用負担等

次世代育成選手指定期間中の合宿や大会参加に要する費用は原則強化事業費を充てるが個人負担が必要な場合もある。

10. 遵守事項

次世代育成選手は、下記のことを順守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て承認を得なければならない。

- (1) 指定された合宿、大会への参加
- (2) AJTA から指示された提出物の提出期限
- (3) アンチ・ドーピングに関する規定
- (4) AJTA、国際パラリンピック協会 (IPC)、WT 等の規則

以上